

平成27年7月14日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件無し
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故  
(うち靴1件) 1件
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 7件  
(うちACアダプター(携帯電話機用)1件、  
携帯電話機(スマートフォン)1件、換気扇(床下用)1件、  
椅子1件、電気こんろ1件、電気冷蔵庫1件、自転車1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)  
において、審議を予定している案件  
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課  
(製品事故情報担当) 担 当 : 木原、清重  
電 話 : 03-3507-9204 (直通)  
F A X : 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500231	平成26年11月17日	平成27年7月9日	靴	BJ-42360	アシックス商事株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、転倒し、腰を負傷した。現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年6月29日

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500232	平成27年6月29日	平成27年7月10日	ACアダプター(携帯電話機用)	火災	当該製品に他社製携帯電話機を接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	携帯電話機(スマートフォン)に関する事故(A201500233)と同一
A201500233	平成27年6月29日	平成27年7月10日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品を他社製ACアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	ACアダプター(携帯電話機用)に関する事故(A201500232)と同一
A201500234	平成27年6月21日	平成27年7月10日	換気扇(床下用)	火災	当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	製造から10年以上経過した製品
A201500235	平成27年5月17日	平成27年7月10日	椅子	死亡1名	当該製品に着座中、転倒し、数日後、病院で死亡した。転倒時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年6月29日
A201500236	平成27年6月22日	平成27年7月10日	電気こんろ	火災	当該製品の上に置いていた可燃物及び周辺を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	製造から25年以上経過した製品 平成27年7月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201500237	平成27年6月27日	平成27年7月10日	電気冷蔵庫	火災	飲食店で当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A201500238	平成27年5月24日	平成27年7月10日	自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、ブレーキを掛けたが停車中の車に衝突し、転倒、手首を負傷した。ブレーキが効かなかった状況を含め、現在、原因を調査中。	熊本県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年6月22日

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

靴（管理番号：A201500231）

